

平成26年度

定期監査結果報告書

湯前町監査委員

# 平成26年度定期監査結果報告書

## 1. 定期監査の概要

地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務のうち「財産管理事務」の執行について、事務処理に例規等の違反の点はないか、不備不当な点はないか、並びに同条第7項に規定する財政的援助団体について補助目的に沿った使途に充てられているか等を主眼とし同条第4項に基づく定期監査を実施しました。

## 2. 定期監査の実施期日及び対象とした課等

実施期日	曜日	対 象 課 等
平成27年 1月13日	火	議会、会計室、総務課 税務町民課
1月15日	木	保健福祉課（出先機関を含む） 建設水道課
1月16日	金	農業委員会 産業振興課（出先機関を含む）
1月19日	月	教育委員会（出先機関を含む） 総括

## 3. 監査会場

湯前町役場第2会議室及び出先各機関

## 4. 監査事項（内容）

主な監査事項は、次のとおりです。

- (1) 公有財産の取得・処分、管理、貸し付けについて
- (2) 物品、備品等の管理状況について
- (3) 預託金、基金の管理運用について
- (4) 主な財政的援助団体への補助金の使途、出資金の運用について
- (5) 契約の執行状況について

## 5. 監査の結果

上記の日程により各課、各事業所に帳簿・書類及び補助団体の関係書類の提出又は提示を求めるとともに、現地（出先機関を含む各事務所）において現物の確認を行いました。指摘事項等は、以下のとおりです。

## 指摘事項等

### 1. 財産管理事務について

- (1) 公有財産台帳（建物）の建築価額が未計上となっているもので、建築年月が判明しているものは、『建物の標準的な建築価額表（構造／建築年）』の㎡当たりの単価を参考に、建築価額を計上し、併せて、備考欄に「建築価額は推計による」旨を表示して下さい。

また、建築年月が不明となっているものは、建築価額欄も不明と表示して下さい。

公有財産台帳（土地）の登記年月日は整備済みであり、特に問題はありません。

- (2) 物品管理の監査は、契約一覧表（物品の取得又は処分）・物品出納台帳・物品出納通知書（会計室保存）の3つの書類を基に管理の整合性を監査しますので次の2点について協力をお願いします。

- ①物品の取得は、契約書の有無に関係なく、契約一覧表に記載して下さい。
- ②処分をした物品についても、物品出納台帳で整理保存を行って下さい。

### 2. 町営住宅の管理について

管理者と入居者の修繕費負担のあり方については、「町営住宅修繕負担区分表」を基準に負担者を明確に区分してあります。

監査の一環として、修繕依頼があった中で、入居者の負担としたものの件数、修繕内容等を確認したいので、町営住宅修繕依頼書の様式化を検討して下さい。

併せて、人口流出の防止策として、一定額以上の高所得者が入居できる町営住宅の整備、築後一定期間経過住宅の払い下げ等についても検討して下さい。

### 3. 預託金の運用について

預託金貸付要綱に基づき、球磨地域農業協同組合に2,000万円、熊本県信用組合に1,500万円の預託金貸付があります。

平成26年12月31日の利用者及び貸付金残高は、農協預託金は1件の700千円、信組預託金は3件の3,164千円と減少傾向にあります。引き続き制度の周知を行い、利用の活性化をお願いします。

### 4. その他

個人事業主へ発注した「設計料・測量・登記」等の報酬に対する源泉徴収もれの報道があり、当町でも徴収もれが発生していますので注意して下さい。

また、請負に関する契約書で建設業法第2条第1項に規定する建築工事の請負に係る契約書で、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成されるものは、印紙税額が軽減されていますので、契約相手方の適正指導をお願いします。

以上報告します。